

一般質問

質問者・項目

太字の項目は本文中に要約文を掲載

安全性

引田忠温

①水道事業整備計画②指定管理者となった公益法人の対応

倉本清一

①高齢者向け優良賃貸住宅②ヘルスアップ事業③競艇事業

亀野忠郎

①防災対策②地方自治法の改正③介護予防公園④「空き地の適正な管理に関する条例」(仮)の制定⑤提案公募型協働事業

中谷真裕美

①食育推進と学校給食②指定管理者制度導入後の課題③合併後の検討課題

高田重明

①飯野町吉岡東地域での水害対策②介護保険③障害者自立支援法での市独自の支援策等

松永恭一
①新消防庁舎②猪熊弦一郎現代美術館③市陸上競技場及び体育施設

小松利弘

①防犯問題②少子化対策③高齢化対策

長友安広

①教員の資質向上②教員の高齢化問題③宗教教育及び心の教育

広田 穰

①災害対策②図書館③浄化槽の清掃④道路行政と住民生活

高木康光

①市の財政状況②農業政策

三宅真弓

美術館への無料送迎について

松永議員 金沢21世紀美術館では、一年間に市内すべての小・中学生約四万人を対象に美術館が移送費を負担し、無料で招待している。その際に、子どもが興味を持っては次は保護者と一緒に来館することを期待して、もう一回利用できる無料券を配布する取り組みも行っている。猪熊弦一郎現代美術館においても、子どもが美術館に触れ合い、興味を持てるように市内小学生の四、五、六年生と中学生全員を対象に小・中学校の各三年間

が興味を持っては次は保護者と一緒に来館することを期待して、もう一回利用できる無料券を配布する取り組みも行っている。猪熊弦一郎現代美術館においても、子どもが美術館に触れ合い、興味を持てるように市内小学生の四、五、六年生と中学生全員を対象に小・中学校の各三年間

に一度ずつ移送費を美術館が負担し、無料で招待する等の取り組みを実施してもらいたいと思うが、考えを伺いたい。
文化部長 猪熊弦一郎現代美術館においては、美しいものがわかる感性豊かな子どもたちの育成は美術館の第一の使命として運営しており、高校生以下の児

童・生徒の観覧料は無料としている。厳しい財政状況下で、小・中学生全員を対象に移送費を負担して招待するのは難しいが、多くの子どもたちが来館し、美術を理解し、その経験を親と話すことで親子の連係が生まれ、結果として来館者数をふやすということは、美術館の運営戦略として大変重要であると認識している。そこで、来年一月開催予定の展覧会「いのくまさん」では、一部の学校ではあるが、美術館が移送費を負担して招待する予定である。今後も子どもたちには十分配慮した取り組みを進めていきたい。

防犯ブザーの見直しを

小松議員 現在、子どもたちの安全のために多くの地域の方々がボランティアパトロールを実施している。学校によっては先生が子どもたちを一定の場所に送り届け、家族の人やボランティアの方々には引き継いでいる。夫婦共働きの場合は、会社を一旦抜けてきて子どもたちを送った後会社に戻るということだが、子どもが少ないため一カ月に何回も繰り返すことになり会社

余りいい態度を見せてくれない。また今は暖かく、屋外には農家の方々が多くいるが、冬になると屋外にいる人も少なくなる。防犯活動に携わる方々の負担を少しでも軽減する方法として、より性能のよい防犯ブザーに替えてみてはどうか。

教育長 学校や地域だけの防犯活動の取り組みには限界がある。重要なことは、子どもたち自身に自分の身は自分で守るという意識を持たせることではないかと考えており、学校においては、危険予測能力や危険回避能力を身につけるための安全教育の推進をお願いしている。また、安全に対する意識が高まっているこの機会を、子どもたちと地域



地域の人たちに守られて下校しています

の方々、地域内のつながりをさらに深めることで、犯罪の起きにくい社会づくり、地域づくりを推進する契機としなければならぬと考えている。防犯ブザーについては、とっさの危機脱出には有効であると認識しており、子どもたちの安全を考えた上で有効なものをとということでは検討を重ねていきたいと思う。

学校における心の教育について

長友議員 平成十二年に少年法が改正され、従来十六歳以上であった刑事処分が十四歳以上に引き下げられたが、厳罰化だけでは根本的な問題解決には決し

てならない。道徳観や倫理観という子どもの内面的なものを育むことが重要であり、人間として備えるべき最低限のルールや人間のあるべき理想の姿を学校教育の場でも教える必要があると思う。公教育では、特定の宗教教育をすることは許されないが、その根底にある倫理観や道徳観、また人間はどう生きるかといった宗教の意義を客観的に学ぶことも大変重要であると考える。学校教育において道徳的な規範意識を高めるためどのように取り組んでいく考えか。

教育長 道徳心や倫理観、社会性の低下等、子どもたちの心の問題の背景の一つは、家庭の教育力の低下、また社会と豊かに



運動場で元気に遊ぶ子どもたち

かかわる機会の減少であると考えている。現在学校では、豊かな心を高めるために、救急救命士や医師等を講師に招き、命の大切さや生きることの意味などについて話をする命の先生や月一回道徳の日を設定し、体験活動、ボランティア活動、芸術と触れ合う活動等、様々な取り組みを行っている。また中学校では職場体験を通して集団生活に必要なルール遵守の心を育成している。子どもたちが人間としての尊厳や健全な倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として主体的に判断し、適切に行動できる人間として育つよう取り組んでいきたい。

災害発生の未然防止について

広田議員 近年、局地的豪雨による洪水災害が毎年のように発生している。発生の要因として、国道・県道等の整備に伴う小規模な宅地開発が進み、その排水先のほとんどが農業用水路に接続され、洪水時には農地等からの排水と宅地排水が集中し、下流域において河川のはらんを招いていると考えられる。農地転用や開発許可等においては、

意見書

○公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

(提出先) 内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣 国土交通大臣
衆議院議長 参議院議長

○脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

(提出先) 内閣総理大臣 総務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣
衆議院議長 参議院議長

決議

○飲酒運転撲滅に関する決議

下流域住民の生活環境を守る措置として、事前に排水先までの審査を十分に行い対応していただきたい。また、災害発生の未然防止のため、農村地域のこれ以上の乱開発は厳に慎むべきと思うがどう考えているか。

市長 開発許可制度の運用に当たっては、香川県の開発許可基準に基づき厳正に開発行為の事前審査を行っている。平成十六年五月に都市計画法が見直され、旧綾歌町、旧飯山町や従前は都市計画区域外であった旧丸亀市の南部地域においても開発許可対象面積が千平方メートル以上

に引き下げられたことで、道路等の公共施設が未整備な農村地域における無秩序な開発に対しては、一定の歯止めがかかったものと認識している。開発許可については、放流先の地元土地改良区等の同意を得ることが不可欠であり、また一ヘクタール以上の大規模開発行為に伴い排水により下流域に影響がある場合は、開発区域内に調整池の設置を事業者が義務付けており、開発許可制度を適正に運用することで排水による影響を最小限に抑えることができると考えている。

財政運営の基本的 考え方について

高木(康)議員 本市の財政状況は市税の増収傾向は見られるものの、国の三位一体改革による地方交付税の見直しや競争事業の不振などの影響で苦しい財政運営を余儀なくされており、現在財政健全化計画を積極的に推進している。北海道夕張市では、これまで進めてきた自主再建による行財政の立て直しは困難と判断し、財政再建団体として国や北海道の管理のもと財政再建に取り組むこととなり、今後は各種事業の縮小や廃止など大幅な歳出の削減とともに公共料金の値上げが予想される。このような事態に陥らないためにも財政状況を十分チェックし、状況に応じた是正していく姿勢が必要であると思うが、市の財政運営に対する基本的な考えを示していただきたい。

市長 極めて厳しい財政状況の中、全庁を挙げての歳出構造の見直しによる財政再建の必要性を受け、平成十八年度予算編成作業では経常経費の二割削減や人件費の限定的削減措置などを講じるとともに、早期の財政再

建に向けた行動計画として集中改革プランを策定し、全庁体制で改革断行に取り組んでいる。今後は夕張市の事例も参考に開かれた行政運営に努めることで市民の理解と協力を得ながら、それを新たな推進力として改革行動を加速し、早期の財政再建をなし遂げなければならないと考えている。同時に、財政がいかに厳しくても、安全安心のまちづくりについては、継続して重点的かつ計画的に各種施策を実行していきたいと考えている。

保育所制度の 一元化について

三宅議員 集中改革プランには、保育所の民間委託を含む行政のスリム化が示されている。また、国の方針では、幼保一貫就学前教育が重要なテーマとなっている。しかし、市ではこの問題を検討する十分な準備ができていないのか。綾歌、飯山地域の保育

所の受け入れは三歳児まで、四歳児からは、選択の余地もなく幼稚園へ行くことになる。保護者の中には、旧丸亀市と同じような保育所の受け入れ体制に変えて欲しいという要望がある。制度の一元化に早急に取り組む考えはあるのか。

健康福祉部長 就学前児童の保育形態が地域により異なっている現状は、様々な矛盾や不公平感を生み、早期に解決しなければならぬ重要な課題である。合併協議の段階では、それぞれの自治体が責任を持って制度化している保育形態を合併時から一気に統一することが困難であったため、現在の形態を当分の間継続し、合併後に随時調整す



落ち葉を集めて何して遊ぶのかな

るという方針が決定された。今後は、丸亀市就学前教育・保育検討委員会を設置し、就学前児童の教育、保育形態や制度の違いの解消に向けて、様々な課題を審議していく。この検討委員会の答申をうけ、地域住民の理解を得るものに決定したい。また、集中改革プランで示した具体的な保育所民営化計画の策定にも取り組んでいきたい。

防災対策の 充実について

多田議員 市の組織に防災対策室を置いているが、これは庶務課が担当している。昨今の災害状況や来るべく南海地震を考えると、今後、消防庁舎等のハード面を充実させ、それを有効に活用し、実践的に機能するためにも、防災対策室を市長直轄にし、権限及び体制の充実を図るべきと考えるがいかがか。

次に、地域の自主防災組織による要援後者の救助には、実情を把握できる名簿があれば、いざという時に救出が難しい。非常時には個人情報保護を超えた取り扱いが可能になったと聞くが、どのように対応していくのか。



けがの様子を見て落ち着いて応急手当を

市長 組織の体制については、集中改革プランにおいて、定員適正化計画との整合を図り、効率的な組織整備を図ることとなっている。今後、組織の見直しの中で、防災体制の充実について検討していきたい。次に、国の災害時の要援後者の避難支援ガイドラインには、情報収集や共有の方法として関係機関共有方式がある。これは要援後本人の同意を得ずに福祉関係部門等の保有する要援後者情報等を、防災関係部局等の関係機関との間で共有し、災害時に備えるものである。個人情報保護条例の規定により取り組みは可能だが、要援後者名簿の作成、保存、管理、更新等について、万全の対策を

とる必要がある。情報公開、個人情報保護審査会の意見を聞きながら、関係機関と協議して慎重に検討していきたい。

ジェンダーフリー 実態調査について

小野議員 昨年閣議決定された第二次男女共同参画基本計画では、ジェンダーフリーという用語を使用して性差を否定したり、男らしさや女らしさという男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、家族やひな祭り等の伝統文化を否定すること、また公共施設における男女識別表示を同色にする等を、男女共同参画とは無関係な事例としている。そこで、全国の公立学校に対しジェンダーフリー教育に関する実態調査が実施されたが、本市の調査結果及び調査結果に対する所見を伺いたい。

教育長 幼稚園は公立十園が調査対象で、桃の節句や端午の節句などの行事を取りやめたり、男女の扱いに関しての苦情や問い合わせもなかった。中学校は公立七校が対象で、男女同室の宿泊や男女同室の着替えを実施している所はなかった。また、小学校は公立十八校が対象で、

男女同室の宿泊や男女混合の騎馬戦の実施はないが、主に低学年において、男女同室着替えや男女同室での身体検査が一部実施されていた。

学校における男女の扱いについては、児童・生徒の発達段階や学校、地域の実態を踏まえながら適切に対応していくことが大切であり、さらに学校教育全体を通じて、男女の相互理解と協力の重要性など指導の充実を図りながら、個性や能力を尊重し、十分に発揮できるように努めたい。

子ども行政の あり方について

三木議員 政府は来年度から、全国すべての公立小学校で全児童を対象として放課後も児童を預かることを決めた。少子化対策で子どもが安心して遊べる居場所づくりや、子育ての負担を軽減しようとするものである。この事業は全児童対象の時間帯とそれ以降の保護者が留守の家庭の児童を対象とする時間帯の二本立てになるようである。六月議会で青い鳥教室（放課後留守家庭児童会）の時間延長、利用料金の値上げについて議論し



放課後も安心して過ごせる環境づくりを

たばかりだが、青い鳥教室との整合性について、また今後の対応について伺いたい。

文化部長 放課後子どもプランは、国の来年度事業として予算の概算要求がされたところで、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、すべての公立の小学校で安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するものである。

文部科学省の放課後子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業を総合的、一体的に実施するため、放課後児童健全育成事業である青い鳥教室の運営には影響はないと考える。また、放課後子ども教室推進事業の取り組みは、多様な

学びや体験の場を児童に提供できることから、青い鳥教室の内容の充実にもつながる。

条例改正等については、今後具体的な内容が判明し、十分協議検討していく中で対応していきたい。

要介護認定者に 障害者控除適用を

尾崎議員 今年度、高齢者にとって過酷な増税となったのは、所得税では公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止によるもの、住民税では非課税限度額制の適用要件から老年者を外したためである。憲法二十五条は、すべて国民は健康で文化的

な最低限度の生活を営む権利を有すると規定している。大増税から高齢者の暮らしを守る取り組みとして、要介護認定者の障害者に準ずる認定を市が実施する考えはないのか。

健康福祉部長 高齢者は、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付者、身体障害者に準ずる者として市の認定を受けている者が障害者控除の対象となる。介護保険法による要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度、またどのくらいの量の介護サービスを提供するか、介護の手間のかかり具合を判断するものである。一方、身体障害者の障害認定は



高齢者の暮らしを守る取り組みを